

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 自動車取得価額

Q：事業用に自動車を購入しました。購入の際に自動車税や自賠責保険料などを支払いました。これらの費用は、自動車の取得価額に含めなければならないのでしょうか。

A：次のように取り扱ってください。

(1)取得価額に含める必要のないもの

- ①自動車重量税
- ②自動車税
- ③自賠責保険料

これらは、自動車の取得に関連して支出するものではなく、所有することにより支出する費用なので自動車の取得価額に含める必要はありません。

(2)取得価額に含めても、含めなくてもいいもの

- ①自動車取得税
- ②検査登録費用
- ③車庫証明費用

これらは、自動車の取得に関連して支出するものですが、事後的費用であるため、取得価額に含めるかどうかは法人の判断に任せられています。

また、自動車の購入の際にカーステレオやカーエアコンを取り付けた場合は、自動車と一緒に「車両及び運搬具」の耐用年数で減価償却して下さい。

